

○三重県青少年健全育成条例施行規則

昭和四十七年三月三十一日三重県規則第十七号

改正

昭和四八年三月三〇日三重県規則第一六号

昭和五一年三月二九日三重県規則第一五号

昭和五二年五月四日三重県規則第二七号

昭和五三年三月二八日三重県規則第一一一号

昭和五三年一二月二六日三重県規則第六一号

昭和五七年八月一三日三重県規則第三四号

昭和五八年九月三〇日三重県規則第三二号

昭和五九年三月二九日三重県規則第一〇号

昭和六一年三月三一日三重県規則第一一一号

平成四年一月二一日三重県規則第三号

平成四年三月三一日三重県規則第三〇号の二

平成七年三月一五日三重県規則第一四号

平成七年三月三一日三重県規則第三五号

平成八年九月一〇日三重県規則第五二号

平成一〇年四月一日三重県規則第三五号

平成一〇年九月二九日三重県規則第六五号

平成一一年一二月三日三重県規則第一一五号

平成一二年三月二八日三重県規則第二二号

平成一三年三月三〇日三重県規則第五二号

平成一四年三月一九日三重県規則第一〇号

平成一四年三月二九日三重県規則第三五号

平成一五年六月二〇日三重県規則第六二号

平成一六年三月三一日三重県規則第二二号

平成一六年一〇月一日三重県規則第六六号

平成一八年一月一日三重県規則第二号

平成一八年一月一〇日三重県規則第五号

平成一八年三月二八日三重県規則第二四号

平成一九年一二月二六日三重県規則第七一号

平成二〇年二月一九日三重県規則第二号

平成二〇年三月二八日三重県規則第三五号

平成二六年一一月二五日三重県規則第六七号

平成二七年三月二七日三重県規則第二四号

平成三〇年三月二二日三重県規則第二七号

平成三一年三月五日三重県規則第三号

令和六年三月二九日三重県規則第二九号

三重県青少年保護育成条例施行規則を次のように定める。

### 三重県青少年健全育成条例施行規則

(掲示)

**第一条** 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号。以下「条例」という。）

第十一条第五項の規定による掲示は、第一号様式によつて行うものとする。

(有害な図書類)

**第二条** 条例第十二条第三項第一号、同項第三号若しくは第十七条の二第二項の規則で定める写真

若しくは絵又は条例第十二条第三項第二号の規則で定める場面は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵若しくは場面とする。

一 全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるもの（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）

イ 女性の大腿（たい）部を開いた姿態

ロ 女性の陰部、臀（でん）部、大腿（たい）部又は胸部を誇張した姿態

ハ 自慰の姿態

ニ 男女間の愛撫（ぶ）の姿態

ホ 女性の排泄（せつ）の姿態

ヘ 縄、ひもその他これらに類するもので緊縛した状態

二 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるもの（陰部を覆い、ぼかし又は塗りつぶしたものを含む。）

イ 男女の性交又は性交を連想させる行為

ロ 強姦（かん）その他の凌（りょう）辱行為

ハ 同性間の性行為

## ニ 変態性欲に基づく性行為

(有害ながん具類)

**第二条の二** 条例第十四条第二項第一号の規則で定める機能を有するがん具類は、当該がん具類用の弾丸、矢その他これらに類するもの（以下「弾丸等」という。）を装てんし、発射した場合において発射時に〇・四九ジュール每平方センチメートル（弾丸等を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から三メートルの距離にある四隅を支えた新聞紙五枚を貫通する力）以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができるものとする。

2 条例第十四条第二項第二号の規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するもの
- 二 性器を包み込み、又は性器を挿入する構造を有し、かつ、電気式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
- 三 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。）

（図書類等自動販売機等設置届の様式等）

**第三条** 条例第十六条第一項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（第二号様式）によつてしなければならない。

2 条例第十六条第三項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者の所有地以外の土地の上に自動販売機等を設置しようとする場合においては、当該土地又は建物の使用承諾書及び登記事項証明書
- 二 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者以外の者が自動販売機等管理者である場合においては、自動販売機等管理者の住民票の写し及び就任承諾書
- 三 自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者以外の者が自動販売機等管理者である場合においては、条例第十二条第一項又は第十四条第一項の規定により有害な図書類等の指定が行われたときは、当該図書類等を直ちに撤去する旨の自動販売機等管理者の誓約書及び当該撤去を委任する旨の自動販売機等により図書類等を販売し、又は図書類を貸し出そうとする者の委任状

3 条例第十六条第四項の規定による届出は、変更の場合にあつては自動販売機等設置届出事項変更届出書（第三号様式）によつて、廃止の場合にあつては自動販売機等使用廃止届出書（第四号様式）によつてしなければならない。

- 4 知事は、前項の規定による自動販売機等使用廃止届出書の提出については、知事が別に定めるところにより、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と自動販売機等使用廃止届出書を提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
- 5 前項の規定により行われた自動販売機等使用廃止届出書の提出については、書面により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。
- 6 第四項の規定により提出された自動販売機等使用廃止届出書は、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。
- 7 条例第十六条第五項の規定による自動販売機等への表示は、第五号様式によつてしなければならない。
- 8 自動販売機等設置届出書、自動販売機等設置届出事項変更届出書及び自動販売機等使用廃止届出書の提出部数は、二部とする。ただし、第四項に規定する電子情報処理組織を使用して自動販売機等使用廃止届出書が提出された場合には、当該自動販売機等使用廃止届出書の二部が提出されたものとみなす。

（青少年の健全育成を阻害する行為を防止する必要のあるものとして定める施設）

### **第三条の二** 条例第十七条第七号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）
- 二 学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、十八歳に達するまでの者が入学できるもの
- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第一項又は第二項により設置された職業能力開発校のうち青少年を入学させるもの
- 四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき条例により設置されるスポーツ施設
- 五 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で別表に掲げるもの  
(フィルタリングサービス不要申出及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置不要申出に係る書面等の記載事項)

### **第三条の三** 条例第十八条の七第一項及び第十八条の八第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出の年月日

二 保護者の住所及び氏名

三 保護者の電話番号

(フィルタリングサービス不要申出及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置不要申出に係る書面等の保存期間等)

**第三条の四** 条例第十八条の七第三項及び第十八条の八第三項の規定による保存の期間は、フィルタリングサービスの提供を伴わない又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなかつた携帯電話インターネット接続契約が終了し、若しくは解除された日又は契約に係る携帯電話端末等の使用者となる青少年が満十八歳に達する日のいずれか早い日までの間とする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の公表)

**第三条の五** 条例第十八条の九第二項の規定による公表は、三重県公報への登載、インターネットの利用その他知事が適當と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

一 励告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 励告の内容

三 その他知事が必要と認める事項

(深夜における遊技場への入場を禁止する営業の指定等)

**第三条の六** 条例第十九条の二第一項第一号に規定する規則で定める営業は、次のとおりとする。

一 個室を設け当該個室において客にカラオケ装置（伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）による伴奏音楽等に合わせて歌唱させるもの

二 硬貨、メダル又はカードを投入することにより作動することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの

2 条例第十九条の二第二項の規定による掲示は、第六号様式又は第六号様式の二によつて行うものとする。

(薬品等の指定)

**第四条** 条例第二十一条第一項の規定による薬品等は、次のとおりとする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十条第十一号の規定に基づき指定された医薬品

二 アロバルビタール・アミノピリン複合体及びその製剤

三 塩酸エフェドリン及びその製剤

四 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第六の二に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）及び有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。）  
(立入調査員の指定又は任命)

**第五条** 条例第三十六条第一項の規定による立入調査員は、次に掲げる者のうちから知事が指定又は任命する。

- 一 青少年育成を担当する課の職員
- 二 児童相談所の職員
- 三 警察少年補導員
- 四 その他知事が特に必要と認めた者

(身分証明書)

**第六条** 条例第三十六条第二項の規定による身分を示す証明書は、同条第一項の知事の指定又は任命した者については第七号様式、警察官については警察手帳によるものとする。

(推奨等の申出の方法)

**第七条** 条例第三十七条の規定による推奨等の申出は、口頭又は文書で、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 申出人の住所及び氏名
  - 二 申出の対象
  - 三 申出の理由
- 2 前項の申出は、青少年育成を担当する課又は児童相談所にするものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。
- 2 三重県青少年保護条例施行規則（昭和三十六年三重県規則第二十一号）及び三重県青少年保護審議会規則（昭和三十六年三重県規則第二十二号）は、廃止する。

附 則（昭和四十八年三月三十日三重県規則第十六号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月二十九日三重県規則第十五号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和五十二年五月四日三重県規則第二十七号)

この規則は、昭和五十二年七月一日から施行する。

**附 則** (昭和五十三年三月二十八日三重県規則第十一号)

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和五十三年十二月二十六日三重県規則第六十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五十七年八月十三日三重県規則第三十四号)

この規則は、昭和五十七年十一月一日から施行する。

**附 則** (昭和五十八年九月三十日三重県規則第三十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五十九年三月二十九日三重県規則第十号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

**附 則** (昭和六十一年三月三十一日三重県規則第十一号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。 (後略)

**附 則** (平成四年一月二十一日三重県規則第三号)

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成四年三月三十一日三重県規則第三十号の二)

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成七年三月十五日三重県規則第十四号)

この規則は、平成七年七月一日から施行する。

**附 則** (平成七年三月三十一日三重県規則第三十五号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成八年九月十日三重県規則第五十二号)

この規則は、平成八年十月一日から施行する。

**附 則** (平成十年四月一日三重県規則第三十五号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十年九月二十九日三重県規則第六十五号)

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

**附 則** (平成十一年十二月三日三重県規則第百十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十二年三月二十八日三重県規則第二十二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十三年三月三十日三重県規則第五十二号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十四年三月十九日三重県規則第十号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十四年三月二十九日三重県規則第三十五号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十五年六月二十日三重県規則第六十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十六年三月三十一日三重県規則第二十二号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十六年十月一日三重県規則第六十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十八年一月一日三重県規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十八年一月十日三重県規則第五号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成十八年三月二十八日三重県規則第二十四号)

1 この規則中第五条第二号及び第七条第二項の改正規定は平成十八年四月一日から、その他の改正規定は同年七月一日から施行する。

2 第七号様式の改正規定の施行の際に改正前の三重県青少年健全育成条例施行規則の規定に基づいて交付されている立入調査員の身分証明書は、改正後の三重県青少年健全育成条例施行規則の規定に基づいて交付された立入調査員の身分証明書とみなす。

**附 則** (平成十九年十二月二十六日三重県規則第七十一号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二十年二月十九日三重県規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二十年三月二十八日三重県規則第三十五号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十六年十一月二十五日三重県規則第六十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二十七年三月二十七日三重県規則第二十四号)

1 この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県青少年健全育成条例施行規則の規定に基づいて交付されている立入調査員の身分証明書は、改正後の三重県青少年健全育成条例施行規則の規定に基づいて交付された立入調査員の身分証明書とみなす。

**附 則** (平成三十年三月二十二日三重県規則第二十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成三十一年三月五日三重県規則第三号)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

**附 則** (令和六年三月二十九日三重県規則第二十九号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

**別表** (第三条の二関係)

施設名	所在地
三重県立鈴鹿青少年センター	鈴鹿市住吉町南谷口
三重県立熊野少年自然の家	熊野市金山町一五七七
四日市市少年自然の家	四日市市水沢町字大谷一四二三番地二
青少年研修センター	亀山市若山町七番一〇号
鈴鹿峠自然の家	亀山市関町沓掛一二三番地
津市青少年野外活動センター	津市神戸字小世古一六八〇番地一

津市わかすぎの里	津市白山町城立三〇五番地
松阪市堀坂山の家	松阪市与原町一〇一五番地一
志摩市ともやま公園野外活動センター	志摩市大王町波切二一九九番地
尾鷲市青年の家和光荘	尾鷲市大字大曾根浦二九一番地の三
熊野市青年の家	熊野市有馬町二番地一三

第1号様式（第1条関係）

←50センチメートル→

ただいま上映（演）中の「」は、三重県  
青少年健全育成条例の規定により、青少年に観覧させることを禁止する旨指定が  
ありましたので、十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

←----- 150センチメートル -----→

## 第2号様式（第3条関係）

(表)

## 自動販売機等設置届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所  
 氏名又は名称  
 届出者 及 び  
 代表者 氏名 ㊞

三重県青少年健全育成条例第16条第1項の規定により、自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）を設置したいので、次のとおり届け出ます。

自動販売機等の設置場所			
自動販売機等により図書類等を販売し、又は貸し出す者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	(電話番号 )	( 歳)
自動販売機等を設置する者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	(電話番号 )	( 歳)
自動販売機等管理者	住 所 氏 名	(電話番号 )	( 歳)
自動販売機等の設置場所の提供者	住 所 氏 名	(電話番号 )	( 歳)
自動販売機等に収納するものの種類	書籍・雑誌・ビデオテープ・がん具類・刃物類 その他 ( )		
設 置 予 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

(裏)

図書類等の自動販売機等の位置から200メートル以内の地域の略図

## 第3号様式（第3条関係）

## 自動販売機等設置届出事項変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所  
 氏名又は名称  
 届出者 及 び  
 代表者 氏名

三重県青少年健全育成条例第16条第4項の規定により、自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）の届出事項の変更について次のとおり届け出ます。

自動販売機等の設置場所		
自動販売機等の届出番号		
変更事項		
変更の内容	新	
	旧	
変更年月日	年 月 日	

備考 自動販売機等設置場所の変更にあつては図書類等の自動販売機等の位置から200メートル以内の地域の略図（三重県青少年健全育成条例施行規則第3条第2項第1号に規定する場合においては、同号に規定する書類）を、自動販売機等管理者の変更にあつては同項第2号及び第3号に規定する書類を添付すること。

第4号様式（第3条関係）

自動販売機等使用廃止届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所  
氏名又は名称  
届出者 及 び  
代表者 氏名

図書類等の自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）の使用を廃止したので次  
とおり届け出ます。

自動販売機等 の設置場所		
自動販売機等 の届出番号		
自動販売機等 により図書類 等を販売して いた者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	(電話番号 ) ( 歳)
自動販売機 等管理者	住 所 氏 名	(電話番号 ) ( 歳)
廃止年月日	年 月 日	
備 考		

第5号様式（第3条関係）

自動販売機等（自動販売機・自動貸出機）の設置届出事項	
設置場所	
届出番号	
販売者 又は 貸出者 及び 設置者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） （電話番号）
管理者	住所 氏名 （電話番号）

----- 15センチメートル -----

第6号様式（第3条の8関係）

三重県青少年健全育成条例の規定により、  
午後十時から翌日の午前五時までの間は、  
十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

30センチメートル以上

←20センチメートル以上→

第6号様式の2（第3条の8関係）

三重県青少年健全育成条例の規定により、  
午後十時から翌日の午前五時までの間は、  
十八歳未満の方の入場をお断りいたします。

→20センチメートル以上←

←30センチメートル以上→

第7号様式（第6条関係）

（表）

←-----9.5センチメートル-----→

身 分 証 明 書		
第 号		
写 真	所 属	
	職 名	
	氏 名	
		年 月 日生
上記の者は、三重県青少年健全育成条例第36条第1項に規定する立入調査の 権限を有する者であることを証明します。		
年 月 日		
三重県知事 氏 名		印

6センチメートル

三重県青少年健全育成条例抜粋

(立入調査)

**第36条** 知事の指定又は任命した者及び警察官は、この条例の施行に必要な限度において、興行場、営業所その他関係場所に立ち入り、調査を行い、関係人に質問し、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定による立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、及び関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

**第40条** 略

2～7 略

8 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 略
- (2) 第36条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者